

令和6年6月より変更になります

## ●生活習慣病管理料について●

『糖尿病』『脂質異常症』『高血圧症』の治療を受けていただいている患者さまには、これまでの『特定疾患療養管理料』に代わり『生活習慣病管理料』として算定することになります。それに伴い、窓口でお支払いいただく料金が変わる場合がございます。

### 生活習慣病 治療計画書の作成

生活習慣病の治療を行うにあたり、治療の目標を明確にするために、療養計画書を作成します。

診察時、医師より説明を聞かれたあと、患者の皆様にも署名を頂きます。

お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

### ●28日以上の長期処方が可能です。

※個々の病状、併存疾患により長期処方が適当でない判断する場合があります。

※当院は院内処方のため、リフィル処方箋は発行しておりません。

絹田クリニック 院長